

第21回浜中町農業委員会総会議事録

1 日 時 令和7年3月28日(金) 午前10時00分

2 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3 出席委員 11名

1番 妹尾伸二

2番 嗟峨弘巳

3番 押切秀志

6番 阿部栄子

7番 篠原弘

8番 齋藤晃佳

9番 谷口正明

10番 宮崎義幸

11番 工藤均

12番 百々栄二

13番 白川英之

4 出席職員 3名

事務局長 酒井美和子

農政係長 埴見堅

農地係 前田一成

5 議 事

- | | | |
|--------|---------|-----------------------------------|
| 日程第 1 | | 総会成立報告 |
| 日程第 2 | | 開会 |
| 日程第 3 | | 議事録署名委員の指名 |
| 日程第 4 | | 会期の決定 |
| 日程第 5 | | 会務報告 |
| 日程第 6 | 議案第 1 号 | 農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について |
| 日程第 7 | 議案第 2 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について |
| 日程第 8 | 議案第 3 号 | 農業経営基盤強化促進事業による利用権設定等申出について |
| 日程第 9 | 議案第 4 号 | 農用地利用集積計画作成要請について |
| 日程第 10 | 議案第 5 号 | 令和 7 年度最適化活動の目標の設定等について |
| 日程第 11 | | 次回総会日程（予定）について |

事務局 長

第21回浜中町農業委員会総会の開会に先立ち、ご報告申し上げます。

本日の会議の出席委員は、在任委員12名のところ11名の出席であります。よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本日の総会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、開会にあたり会長よりご挨拶をいただきます。

議 長

皆様おはようございます。3月も終わろうとしております、春の足音が近づき、新たな季節が始まろうとしている中、第21回総会に出席いただきましてありがとうございます。

来月から始まる地域計画に伴う準備等について、事務局は忙しいと思いますが、今年は人事異動がなく現体制のままで臨めることに対しまして安堵しているところでございます。しかしその中で〇〇君が辞めるということになり、人員的には1名減になるかと思っております。皆様方の協力をいただきながら、全般進めていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

4月からは、農業経営基盤強化促進事業による利用権設定に伴う現地調査等が始まります、また農地売買の調整や3条に伴う案件なども数件予定されておりますことから、何かと忙しくなるかと思っておりますが、皆様方のご協力をお願いいたします。

本日は、議案を5件の提案をさせていただいております。慎重審議をお願いし開会の挨拶とさせていただきます。

日程第3 議事録署名委員の指名を行います。

本日の会議の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定により、議長において、6番阿部委員、7番篠原委員を指名いたします。

つづきまして

日程第4 会期の決定を議題とします。

本総会の会期は、本日1日としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第5 会務報告をいたします。事務局より報告させます。

事務局 長

前回総会から本総会までの間の、会務についてご報告申し上げます。

3月5日～13日「令和7年第1回浜中町議会定例会」が役場本庁で開催され、

私が出席しております。

一般質問者は5名で、魅力ある景観形成について、下水道の整備についてなど、7点について議論が交わされ、また、町長からは令和6年度会計補正予算、令和7年度町政執行方針、令和7年度会計当初予算など41議案が提案され、慎重な審議を経て6日間の日程を終了しております。

3月10日、「釧路地方農業委員会連合会役員会」が標茶町で開催され、白川会長と埴見係長が出席しております。

3月10日、「浜中町地域計画に係る説明会」が茶内コミュニティーセンターで開催され、白川会長ほか委員5名と埴見係長が出席しております。

3月16日、「衆議院議員 鈴木貴子・北海道議会議員 桐木茂雄合同新春交礼会」総合文化センターで開催され、白川会長が出席しております。

3月18日～19日、「一般社団法人北海道農業会議第98回総会及び令和6年度市町村農業委員会会長・事務局長研修会」が札幌市で開催され、白川会長と私が出席しております。

3月19日、「令和6年度釧路東部地区農業改良普及推進会議」が茶内支所で開催され、埴見係長が出席しております。

3月26日、「第8回農政部会」を開催し、農政部会委員3名と白川会長、嵯峨職務代理、事務局3名が出席しております。

本日の総会に提案しております 令和7年度農地最適化活動の目標の設定等について協議を行っております。

以上、会務報告の説明を終わります。

議長 事務局より報告が終わりました。
ただ今の会務報告を含め本日の議案関係以外で質問等があればこれを受けます。

各委員 (なしの声)

議長 ないようなので、これで、会務報告を終了します。

日程第6 議案第1号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 議案第1号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第18条第1項では、「農地又は採草放牧地の賃貸借の当事者は、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければ、賃貸借の解除、解約の申入れ、合意による解約をしてはならない。」と規定されており、同項第2号においては、「ただし、合意による解約が、土地を引き渡すこととなる日より6ヶ月以内に

成立し、その旨が書面において明らかである場合は、この限りでない。」とされております。

また、同条第6項では、「その解約が行われた場合には、当事者は農林水産省令で定めるところにより、農業委員会に通知をしなければならない。」と規定されております。

本案は、4件の届出でございますが、整理番号1は、茶内栄〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が、〇〇〇〇氏より賃貸借していた土地の合意解約で、対象地は浜中東〇線〇〇〇番〇、ほか〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇.〇〇㎡、契約期間は令和〇年〇月〇〇日から令和〇年〇月〇〇日までとなっており、この度の解約により令和〇年〇月〇〇日に土地の引き渡しが行われております。

整理番号2は、西円朱別西〇〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏が、〇〇〇氏より賃貸借していた土地の合意解約で、対象地は西円朱別西〇〇〇線〇〇番〇、ほか〇筆、面積〇万〇、〇〇〇.〇〇㎡、契約期間は令和〇年〇月〇〇日から令和〇年〇月〇〇日までとなっており、この度の解約により令和〇年〇月〇〇日に土地の引き渡しが行われております。

整理番号3は、西円朱別西〇〇〇線〇〇番地、〇〇〇氏が、〇〇〇氏より賃貸借していた土地の合意解約で、対象地は西円朱別西〇〇〇線〇〇番、ほか〇筆、面積〇万〇、〇〇〇.〇〇㎡、契約期間は令和〇年〇月〇〇日から令和〇年〇月〇〇日までとなっており、この度の解約により令和〇年〇月〇〇日に土地の引き渡しが行われております。

整理番号4は、西円朱別西〇〇〇線〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が、〇〇〇氏より賃貸借していた土地の合意解約で、対象地は西円朱別西〇〇〇線〇〇番〇、ほか〇〇筆、面積〇〇万〇〇〇〇.〇〇㎡、契約期間は令和〇年〇月〇〇日から令和〇年〇月〇〇日までとなっており、この度の解約により令和〇年〇月〇〇日に土地の引き渡しが行われております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては、農政係長より説明させていただきますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農政係長

(詳細説明するも省略)

議長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

それでは、これから議案第1号の質疑を行います。本案については、整理番号1で〇〇番〇〇委員と〇〇番〇〇委員が浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたします。

議案審議の順番につきましては、整理番号1の審議を行い、その後整理番号2から4の審議を行いたいと思います。

〇〇番〇〇委員、〇〇番〇〇委員につきましては、ここで退席願います。

(〇〇委員、〇〇委員退席)

それでは、これから議案第1号の質疑を行います。

整理番号1について、質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。

(〇〇委員、〇〇委員入室)

次に、整理番号2の質疑を行います。

質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、整理番号3の質疑を行います。

質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、整理番号4の質疑を行います。

質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号2を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

議長 ありがとうございます。
次に、整理番号3、9について、12番百々委員、お願いします。

百々委員 まず、整理番号3番についてですが、今回、〇〇〇〇さんが新規就農で研修牧場〇〇〇〇の跡に入ります。今回借りられる土地は〇〇さんが〇〇〇〇時代から継続して使用しているということになりますので、許可することには問題ないと考えます。
次に整理番号9番ですが、この案件は親子間での使用貸借になります。〇〇さんでは牧草の販売を中心とした営農をしております。牧草の販売も順調だということで経営も安定しておりますので、許可することには問題ないと考えます。

議長 ありがとうございます。
次に、整理番号4について、10番宮崎委員、お願いします。

宮崎委員 整理番号4の補足説明を致します。
貸主が〇〇〇〇さんで、借主が〇〇〇〇さんの3条による賃貸借の案件でございます。〇〇さんは昨年〇月に〇〇〇〇〇跡地に新規就農し、積極的に営農されています。今回の農地については、〇〇さんが利用している隣接地であり賃貸借することに何ら問題はないと思います。

議長 ありがとうございます。
次に、整理番号5について、6番阿部委員、お願いします。

阿部委員 整理番号5について補足説明致します。
この土地は以前〇〇の〇〇さんが賃貸借をしておりましたが、〇〇さんが解約したため、〇〇〇〇さんが賃貸借することとなりました。
〇〇さんは肉馬の生産育成を行っております。息子さんも〇〇さんとともに昆布漁を営みながら肉馬の生産育成をしております。馬の価格もよいため、増やした馬に使う採草地として使用したいということですので、許可することには問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。
次に、整理番号6、7について、2番嵯峨委員、お願いします。

嵯峨委員 整理番号6の補足説明を致します。
〇〇さんは現在親子で営農を行っておりまして、使用人も使用しておりますので労力的にも問題ありませんし、隣接する自作地もあり一帯の農地として今後も有効的に活用するものと思われまますので、許可することには問題ないと思います。

次に整理番号7ですが、〇〇さんが一昨年まで馬の放牧地として農地を利用しておりましたが、体調を崩されて馬の方は全て処分し、昨年一年間は誰か他の人を探しているとのことでしたが、使用する人はなく昨年は使われていない状況でした。

今年、隣接する農地を持つ〇〇さんに話を持っていったところ、使用させてもらいたいとのことで、今回〇〇さんの農地を〇〇さんが利用することになりました。〇〇さんも親子で営農を行っておりまして、弟さんもいらっしゃいますので労働力も問題ありませんし、隣の農地と一体として利用するので、許可することに問題ないと思います。

議 長

ありがとうございました。

次に、整理番号8について、3番押切委員、お願いします。

押 切 委 員

それでは、補足説明をさせていただきます。

整理番号8番は法人化による〇〇〇〇〇〇〇〇〇へ使用貸借するもので、今までもコントラを利用して適正に使用管理されていたので、許可することに問題ないと考えます。

議 長

ありがとうございました。

これから議案第2号の質疑を行います。本案については、整理番号3で〇〇番〇〇委員と〇〇番〇〇委員が、整理番号4で〇番〇〇委員が浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたします。

議案審議の順番につきましては、整理番号3の審議を行い、続いて4の審議を行い、その後整理番号1と2、整理番号5から9の審議を行いたいと思います。

〇〇番〇〇委員、〇〇番〇〇委員につきましては、ここで退席願います。

(〇〇委員、〇〇委員退席)

それでは、これから議案第2号の質疑を行います。

整理番号3について、質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号3を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。

(〇〇委員、〇〇委員入室)

次に、整理番号4の審議を行います。○番〇〇委員につきましては、ここで退席願います。

(〇〇委員退席)

それでは、これから整理番号4の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号4を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号4は、原案のとおり可決されました。

(〇〇委員入室)

それでは次に、整理番号1の質疑を行います。
質疑ありませんか。

2番嵯峨委員。

嵯 峨 委 員

通常でしたらこのような場合、使用貸借を行うかと思うのですが、今回売買で金銭も発生しているという経緯はどのようなものでしょうか。

事 務 局 長

〇〇さんの方から、法人を立ち上げる数ヶ月前に法人化したいが、土地の取扱いについてどのようにすればいいかとお相談がありました。その際に一般的には使用貸借をされると説明しましたが、その後、〇〇さんの方で法人化を進めるにあたり札幌の会計士と経理の仕方などを相談された結果、売買は可能かと再びご相談を受

けまして、売買は不可能ではないので、希望されるのなら可能だと答えました。

その後、法人を立ち上げた後にやはり売買で進めたいと話を受けました。法人立ち上げてから数ヶ月経過しておりますが、その間も会計士と相談をされており最終的に使用貸借ではなく売買を行うことにしたと、本人から話を受けています。売買が不可能なわけではございません。

議長 ほかにも質疑ありませんか

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号2の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号5の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号6の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号7の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号8の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、整理番号9の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号2を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号5を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号5は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号6を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号6は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号7を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号7は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号8を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号8は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号9を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号9は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第3号 農業経営基盤強化促進事業による利用権設定等申出についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長 議案第3号 農業経営基盤強化促進事業による利用権設定等申出について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第1項では、「農業委員会は、認定農業者若しくは認定就農者から、農用地について利用権の設定等を受けたい旨の申し出または農用地の所有者から利用権の設定等について、あつせんを受けたい旨の申出があった場合には、それらの申し出の内容を勘案して認定農業者または認定就農者に対して利用権の設定等が行われるよう、農用地の利用関係の調整に努めるものとする。」とされており。

本案は、売買1件、賃貸借1件による利用権設定の申出でございますが、整理番号1は、西円朱別西〇〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏より、所有農地〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇.〇〇㎡について、売買による利用権の移転、整理番号2は、円朱別西〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏より、所有農地〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇.〇〇㎡について、賃貸借による利用権の設定でございますが、以上の調整に係る調整委員のご指名について審議をお願いするものでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、概略につきましては農政係長の方から説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農政係長 (詳細説明するも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから議案第3号の質疑を行います。
整理番号1について、質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号2の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、調整委員の指名を行います。お諮りします。
調整委員の選出については、議長からの指名ということにしたいと思いを
よろしいでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議がないようですので、私の方からご指名させていただきます。
整理番号1については、農地部会の方々にお願いしたいと思いを
よろしいでしょうか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 異議なしと認めます。
それでは、整理番号1は、農地部会の方々に調整をお願いいたします。
次に、整理番号2ですが、こちらについても農地部会の方々にお願いしたいと思
いありますが、よろしいでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

号4の審議を行いたいと思います。

これから議案第4号の質疑を行います。
整理番号1について、質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、整理番号2の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、整理番号3の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、議案第4号を採決いたします。お諮りします。
整理番号1は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。
次に整理番号2を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。
次に整理番号3を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。
よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号4の審議を行います。〇〇番〇〇委員、〇〇番〇〇委員につきましては、ここで退席願います。

(〇〇委員、〇〇委員退席)

それでは、これから整理番号4の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号4を採決いたします。お諮りします。
整理番号1は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

異議なしと認めます。
よって、整理番号4は、原案のとおり可決されました。

(〇〇委員、〇〇委員入室)

日程第10 議案第5号 令和7年度最適化活動の目標の設定等についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長

議案第5号 令和7年度最適化活動の目標の設定等について、提案の理由をご説明申し上げます。

農業委員会等に関する法律第37条の規定では、「農業委員会は、その運営の透明性を確保するため、農林水産省令で定めるところにより、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。」とされており、農業委員会総会において、毎年度の目標を設定し、市町村のホームページ等を活用し、インターネットで公表することとなっております。

内容といたしましては、「農地の集積に係る目標」、「遊休農地の解消に係る目標」、「新規参入の促進に係る目標」、などについて、目標設定を定めるものでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、概略につきましては農

政係長より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農政係長 (詳細説明するも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから議案第5号の質疑を行います。
質疑ありませんか。

8番齋藤委員。

齋藤委員 59ページ、新規参入の促進で①現状及び課題の現状、令和6年度新規参入者に2経営体あるんですけど、その面積が16haしかないのはなぜですか。

事務局長 2つある経営体の内、まず〇〇さんについては〇〇から借りている土地が〇〇haほどあります。〇〇さんは〇〇〇〇さんの牧場に就農されましたが、〇〇さんの土地は現在〇〇に所有権移転を行っており、後に〇〇から〇〇さんが借り入れする予定となっており、現時点では〇〇の所有地となっているためその分は計算されておられません。

〇〇さんについても今回〇〇〇〇から〇haほど土地を借りましたが、そのほかに〇〇〇〇さんの土地を使って経営していくのですが、まだ、〇〇さんは〇〇さんから土地を賃貸借していない状態なので今のところ〇〇haしかないこととなります。

来年の最適化活動の目標の設定等の際には、それまでに〇〇さんは〇〇さんの土地、〇〇さんは〇〇さんの土地を借り入れすることになるので面積は増加します。

齋藤委員 ※欄に当該経営体の経営面積の合計と書いているが、それは土地の所有者などは関係なくあくまで経営面積を記載しなさいということではないのか。

事務局長 事務局としては、賃貸借や売買の契約は農業委員会総会を通して経営地として確定した数字を記載していこうと思い、今回の数値となりました。

議長 総会を通した確定した数値を記載することで、よろしいでしょうか。

齋藤委員 はい。

議長 ほかに質疑ございませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第5号を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

日程第11 次回総会日程についてを議題とします。事務局より提案させます。

事務局長 次回総会について、4月30日、水曜日、午前10時00分からを提案します。

議長 事務局より提案がありましたが、次回総会日程については、4月30日、水曜日、午前10時00分からということでよろしいでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議がないようなので、次回総会日程については、4月30日、水曜日、午前10時00分からに決定いたしました。

以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。
これで、第21回浜中町農業委員会総会を終了いたします。
ご苦労さまでした。

閉会時刻 午前11時45分

上記会議の顛末を記載し相違なきことを証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会

会長 白川英之

浜中町農業委員会

6番 阿部栄子

浜中町農業委員会

7番 篠原弘